

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
4月12日
(火曜日)

目次

告示

土地改良事業計画変更の同意(農村整備課).....一

保安林指定の解除(森林整備課).....一

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....一

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....二

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....二

県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課).....四

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....五

県営小行司地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....五

周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....六

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....六

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始(建築指導課).....六

雑報

県報の正誤(平成五年四月一日山口県訓令第二号ほか二件).....八

山口県告示第二百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。



平成十七年四月十二日

市町村名	施行地区	山口県知事	二井 関成
山陽小野田市	上山地区	事業の種類	同意年月日
"	火口地区	ため池の整備	平成一七、四、一
"	"	"	"
"	"	"	"

山口県告示第二百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十七年四月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
阿武郡阿武町大字奈古字床並三の一七七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 一 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字平野字小浜五五九の二、五六一の四、五六一の七、五六一の八
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第二百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十七年四月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
西山町二丁目(2)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
下関市	彦島西山町二丁目	三五三一		一号
"	"	三五三一		二号
"	"	三五三一		三号
"	"	三五三一		四号
"	"	三五三二の九		五号
"	"	三五三二の七		六号
"	"	三五三七の八		七号
"	"	三五三七の八		八号
"	"	四二五〇の一〇〇		九号
"	"	四二五〇の九九		十号
"	"	四二五〇の九九		十一号

山口県告示第二百四十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年四月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 埋立区域(第二工区の一)
- (一) 位置
柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一 地先公有水面
- (二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ昭和六十三年五月二十七日付け指令港湾第一六四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、2の地点から4の地点までを順次結んだ線及び1の地点と4の地点を結ぶ昭和五十七年秋分の満潮位(D.L. + 二・八〇メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 柳井市北浜の松ヶ崎三等三角点(北緯三三度五十七分四〇・三四一秒東経一三三度〇七分〇〇・四〇七秒)から一二〇度四六分一三秒七四二・〇四メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一九二度三六分五五秒五六・五〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から四八度〇〇分〇〇秒三六・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九〇度〇〇分〇〇秒七二・五〇メートルの地点

(三) 面積

- 一、七〇〇・〇三平方メートル
- 二 免許の年月日及び番号
昭和五十九年九月十九日 指令港湾第三六七号
- 三 関係図書を閲覧できる市町村
柳井市
- 四 認可を受けた者
柳井市南町一丁目一〇番二号
柳井市
柳井市長 河内山哲朗
- 五 認可の年月日
平成十七年三月三十日

山口県告示第二百四十九号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月十二日

山口県知事 二井 関成

表中村県営住宅の項中、「から一六号棟まで、一八号棟及び一九号棟」を、「一四号棟及び一六号棟」に改め、同表第二彦島角倉県営住宅の項次に次のように加える。

古開作県営住宅	一号棟から四号棟まで	〇・九七
平原県営住宅	一号棟から一〇号棟まで	〇・九七
くし山県営住宅	A棟及びB棟	〇・七〇
叶松県営住宅	A棟からI棟まで	一・〇〇
本山県営住宅	一号棟から六号棟まで	〇・八七
桜山県営住宅	一号棟から五号棟まで	〇・九三

表恋路県営住宅の項中、「一号棟から三号棟まで、五号棟から八号棟まで、一〇号棟」を「七号棟、八号棟」に改め、「から一六号棟まで」を削り、同表中津江県営住宅の項中、「一六号棟」を「二七号棟」に改め、「D棟まで」の下に「及びF棟」を加え、同表高井県営住宅の項中、「から三号棟まで及び七号棟から二八号棟」を「二号棟、七号棟、九号棟から一二号棟まで及び一四号棟から一七号棟」に改め、同表古開作県営住宅の項から第二古開作県営住宅の項までを削り、同表新庄北県営住宅の項中、「一号棟、二号棟、五号棟、六号棟及び」を削り、同表来福台県営住宅の項中、「三号棟」を「七号棟」に改め、同表周陽県営住宅の項の次に次のように加える。

田町県営住宅	一・〇〇
--------	------

中村県営住宅の項の次に次のように加える。

川棚県営住宅	一・〇〇
表大沢県営住宅の項中	
一号棟及び二号棟	一・〇〇
〇号棟	〇・七〇
一号棟から四号棟まで	一・〇〇

を
に改め、同表宇部

表中

萩原県営住宅	六号棟	〇・九八
杣尻県営住宅	一号棟及び二号棟	一・〇〇
第二古開作県営住宅	一号棟から三号棟まで	一・〇〇

田町県営住宅		一〇〇
萩原県営住宅		一〇〇
杣尻県営住宅	一号棟及び二号棟	一〇〇
川棚県営住宅		一〇〇

削る。

山口県告示第二百五十号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第一百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月十二日

山口県知事 二井 閑 成

表中村県営住宅の項中「二七」を「一一」に改め、同表第二彦島角倉県営住宅の項の次に次のように加える。

川棚県営住宅	中層耐火構造三階建	一一
--------	-----------	----

表大沢県営住宅の項中

準耐火構造二階建	三三	を
木造平屋建	八	
中層耐火構造四階建	三三	に改め、同表宇部中村県

営住宅の項の次に次のように加える。

田町県営住宅	中層耐火構造三階建	一一
--------	-----------	----

表恋路県営住宅の項中「七二」を「二三」に改め、同表中津江県営住宅の項中「一一三

を

三」を「六一」に、「三〇」を「六五」に改め、同表高井県営住宅の項中「一六八」を「七四」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「九六」を「三六」に改め、同表古開作県営住宅の項から第二古開作県営住宅の項までを削り、同表新庄北県営住宅の項中「一〇八」を「八四」に改め、同表来福台県営住宅の項中

宅の項の次に次のように加える。

木造一階建	一八	を
木造二階建	三〇	
木造三階建	一八	

に改め、同表周陽県営住

古開作県営住宅	中層耐火構造四階建	七二
平原県営住宅	中層耐火構造五階建	二〇
くし山県営住宅	中層耐火構造三階建	二〇
くし山県営住宅	中層耐火構造五階建	六〇
叶松県営住宅	中層耐火構造三階建	八三
叶松県営住宅	中層耐火構造四階建	三三
叶松県営住宅	中層耐火構造四階建	三三
本山県営住宅	中層耐火構造五階建	一五〇

桜山県営住宅	中層耐火構造三階建	八四
萩原県営住宅	中層耐火構造三階建	三二
杣尻県営住宅	中層耐火構造三階建	三〇
第二古開作県営住宅	中層耐火構造三階建	二四
中層耐火構造五階建		三〇

表中

田町県営住宅	中層耐火構造三階建	二二
萩原県営住宅	中層耐火構造三階建	二二
杣尻県営住宅	中層耐火構造三階建	三〇
川棚県営住宅	中層耐火構造三階建	二二

削る。



(二一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十六年十一月三十日山口県公告(七五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり玖珂町から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年四月十二日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び玖珂町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十七年四月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンタージュンテンドー玖珂店

を

- 一 所在地 玖珂郡玖珂町六七〇六の五
- 二 意見の概要 特に配慮を求めない事項はない。

(二二〇) 県営小行司地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営小行司地区ほ場整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類

県営小行司地区ほ場整備事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成十七年四月十三日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課

(二二二) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月十二日

山口県知事 二 井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

- 周南都市計画道路三・五・三百十八若宮町線
 - 周南都市計画道路三・五・三百十九泉原合田敷線
 - 周南都市計画道路三・五・三百二十緑町卯の手線
 - 周南都市計画道路三・五・三百二十一緑町沖原線
 - 周南都市計画道路三・五・三百二十二江口栗坪線
 - 周南都市計画道路三・五・三百二十三月丘町二番町線
 - 周南都市計画道路三・五・三百二十四岡田原築港線
 - 周南都市計画道路三・五・三百二十五浦山徳曹線
 - 周南都市計画道路三・五・三百二十六臨港線
 - 周南都市計画道路三・五・三百二十七遠石馬屋線
 - 周南都市計画道路三・五・三百三十二西久米沢田線
 - 周南都市計画道路三・五・四百十二駅北一号線
 - 周南都市計画道路三・五・四百十三浜田線
 - 周南都市計画道路三・五・四百十四上迫線
 - 周南都市計画道路三・五・四百十五駅北二号线
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二二三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。
平成十七年四月十二日

山口県知事 二 井 関 成

一 工区に含まれる地域の名称

吉敷郡小郡町大字上郷字白土村、字白土、字高崎、字大迫村及び字光が丘（第一工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉敷郡小郡町大字上郷一五八九番地
熊野舗道工業株式会社

(二二三) 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

平成十七年四月十二日

山口県知事 二 井 関 成

一 業務の概要

(一) 業務名

維新百年記念公園陸上競技場改築事業設計業務

(二) 業務内容

基本設計及び実施設計

(三) 契約期間

契約締結の日の翌日から約十六箇月間

二 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

(二) 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の規定に基づき一級建築士事務所登録を行っていること。

三 手続等

(一) 応募要項の配布

1 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部建築指導課
 大阪市中央区常盤町一丁目二番一七号 社団法人公共建築協会西日本建築技術センター

2 日時

平成十七年四月十二日から同月二十一日までの午前八時三十分から午後五時まで

(二) 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は書留により郵送すること。

2 提出場所

社団法人公共建築協会西日本建築技術センター

3 受領期限

平成十七年四月二十七日午後五時

(三) 技術提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は書留により郵送すること。

2 提出場所

社団法人公共建築協会西日本建築技術センター

3 受領期限

平成十七年七月十四日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査員により、技術提案書を提出できる者の選定にあつては平成十七年五月中旬、最も優れた技術提案書を提出した者の特定にあつては同年七月下旬に行つ。

鬼頭 梓

斎藤 公男

内田 文雄

三好 洋一

前田 哲男

三ツ谷洋子

澤木 英一

松原 賢一

末岡 文紀

四 佐竹 博
その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 参加表明書の提出時において二の(二)の要件を満たしていない者にあつては、技術提案書の提出時までこれを満たすことをもつて足りる。

(五) この手続に参加した者が山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表一の措置要件に該当することとなつた場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(六) この業務を受注した者(その者がこの業務の遂行に当たつて協力を得ようとする者を含む。以下同じ。)は、この業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

(七) この業務を受注した者と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は、この業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

1 一方が他方に出資していること。

2 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

(八) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

(九) この手続の一部は、社団法人公共建築協会に委託して行わせる。

(十) 詳細については、山口県土木建築部建築指導課(〇八三一九三三―三三八三〇)に問い合わせる。

五 Summary

(1) Subject matter of contract: Design of rebuilding athletic stadium of Shin-Central Park

(2) Time-limit to express interests: 5:00 P. M. 27 April 2005

(3) Time-limit for the submission of proposals: 5:00 P. M. 14 July 2005

(4) Contact point for documentation relating to the proposal: Architectural Guidance Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (083-933-3830)



正 誤

平成五年四月一日山口県訓令第1号（山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令）

ページ	箇所	張	正
三三三	表中	山口県健康管理規程	山口県職 [○] 員健康管理規程
三八	表中	国有資産等所在 [○] 地 [○] 市 [○] 町 [○] 村 [○] 交付金法	国有資産等所在 [○] 市 [○] 町 [○] 村 [○] 交付金法
八九	表中	モーターボート競 [○] 争 [○] 法	モーターボート競 [○] 走 [○] 法
八九	表中	モーターボート競 [○] 争 [○] 場	モーターボート競 [○] 走 [○] 場
一一四	表中	土地改良財産 [○] に関する条例	土地改良財産 [○] の管理 [○] に関する条例
一一七	表中	家畜人工授 [○] 精 [○] 師	家畜人工授 [○] 精 [○] 師
一一三三	表中	第57条	第58条
一六九	表中	許可 [○] の取消 [○] し	認可 [○] の取消 [○] し

平成九年四月一日山口県訓令第13号（山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令）

ページ	箇所	張	正
一〇	表中	定めること（法第30条第2項）	定めること（法第30条第2項）。
一七	表中	発生 [○] 予 [○] 察 [○] 事 [○] 業 [○] 計 [○] 画 [○] の [○] 承 [○] 認 [○]	発生 [○] 予 [○] 察 [○] 事 [○] 業 [○] 計 [○] 画 [○] の [○] 承 [○] 諾 [○]
二一	表中	終了 [○] 証 [○] 明 [○] 書	修了 [○] 証 [○] 明 [○] 書

平成十年四月一日山口県訓令第9号（山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令）

ページ	箇所	張	正
一六	表中	開 [○] 発 [○] 登 [○] 録 [○] 簿 [○] の [○] 調 [○] 整 [○] 等	開 [○] 発 [○] 登 [○] 録 [○] 簿 [○] の [○] 調 [○] 製 [○] 等